○政治資金適正化委員会告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十七年十二月一日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
三二五九	大津　康裕	二七、一一、一〇	本人からの申請

○法務省告示第五百八十九号

徳島県三好市役所保存の次の一、二の除籍の一部及び三の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十七年十二月一日

法務大臣　岩城　光英

一　徳島県三好郡井内谷村西三千二百十五番地　上程　杉藏

二　徳島県三好郡井内谷村西千六百十三番地　下川　為藏

三　徳島県三好郡井川町井内西五千二十一番地　阿佐　宗市

○法務省告示第五百九十号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十七年十二月一日

法務大臣　岩城　光英

大阪法務局所属　大島　忠郁

○文部科学省告示第百八十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成二十七年文部科学省告示第百六十四号（スポーツ庁の所掌に係る補助金等の交付に関する事務をスポーツ庁長官に委任した件）の一部を次のように改正し、平成二十七年度分の補助金等から適用する。

平成二十七年十二月一日

文部科学大臣　馳　浩

本則中「独立行政法人日本スポーツ振興センター研究施設整備費補助金」の下に「及び総合特区推進費補助金」を加える。

○農林水産省告示第二千五百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月一日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　山梨県北杜市白州町横手字前山四三四三の一六一、四三四三の二二一、四三四三の二二三、四三四三の三三三、四三四三の四五七、四三四三の四五八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字前山四三四三の一六一・四三四三の二二一・四三四三の二二三・四三四三の三三三・四三四三の四五七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月一日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町西宗字桜ケ谷一〇九九四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月一日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　三重県熊野市五郷町寺谷字桑谷一三九八、一四〇〇から一四〇六まで、一四〇二の一、一四一三から一四一五まで、一四一六の一、一四一七、一四一八の一、一四二四の一、一四三一、一四三二の一、五郷町桃崎字北又一一五九・一一五九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一八七の三、一一八七の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十二月一日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県香美市香北町永瀬字ホヲジデグチ一二五四の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千五百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十二月一日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県陸前高田市高田町字中宿六八の四・六八の五・六八の七（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・字古川五二の四・五二の七・五二の八（以上三筆国有林）・気仙町字砂盛一七六の一五・一七八の五（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・米崎町字沼田一九八の一三・一九九の一五（以上二筆国有林）

(一)　保安林として指定された目的　飛砂の防備

(二)　解除の理由　海岸保全施設用地とするため

(三)　解除に係る保安林の所在場所　岩手県陸前高田市高田町字古川五一の四四から五一の四七まで・五一の四九・五一の五〇・五一の五二・五一の五三・五一の六〇（以上九筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・五一の一二・五一の一八・五一の二〇・五一の二二・五一の二四・五一の二六・五一の三七・五一の三八・五一の五七・五一の六七から五一の七〇まで（以上十三筆国有林）

(一)　保安林として指定された目的　潮害の防備

(二)　解除の理由　海岸保全施設用地とするため

(三)　解除に係る保安林の所在場所　岩手県陸前高田市高田町字砂盛一七六の一五・一七八の五（以上二筆国有林）

(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　解除の理由　道路用地とするため

(三)　解除に係る保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡南部町福士字矢島五三八三の一三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十二月一日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県陸前高田市高田町字中宿六八の四・六八の五・六八の七（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・字古川五二の四・五二の七・五二の八（以上三筆国有林）・気仙町字砂盛一七六の一五・一七八の五（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・米崎町字沼田一九八の一三・一九九の一五（以上二筆国有林）

(一)　保安林として指定された目的　飛砂の防備

(二)　解除の理由　海岸保全施設用地とするため

(三)　解除に係る保安林の所在場所　岩手県陸前高田市高田町字古川五一の四四から五一の四七まで・五一の四九・五一の五〇・五一の五二・五一の五三・五一の六〇（以上九筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・五一の一二・五一の一八・五一の二〇・五一の二二・五一の二四・五一の二六・五一の三七・五一の三八・五一の五七・五一の六七から五一の七〇まで（以上十三筆国有林）

(一)　保安林として指定された目的　潮害の防備

(二)　解除の理由　海岸保全施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び陸前高田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十二月一日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県二戸郡一戸町平糠字高間木七の一〇から七の一四まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため